

事 務 事 業 チ ェ ッ ク シ ー ト

事務事業No 226 事業名 施設入所支援事業

[事業基本情報]

分野別目標	2	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち
政 策	2	高齢者・障害者支援の充実
施 策	2	障害のある人の自立と社会参加の推進
基本方針	4	居住系サービスの充実

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		民生費	
	項		社会福祉費	
	目		障害者総合支援費	
	大事業		障害者総合支援事業	
事項		介護給付事業		

事業種別	継続	主な事務事業	
事業期間	H20 ~		
事業実施の根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
関連個別計画	和歌山市障害者計画・和歌山市障害福祉計画		
担当課・担当課長 (Tel)	障害者支援課	坂下 雅朗 (435-1060)	
関連課	保健対策課		

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
			○	
44の約束	障がい者福祉の推進			

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的（「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か）	事業内容				
	障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給決定を受けた障害のある人に対して施設入所支援事業を実施し、施設におけるサービスを提供する。	施設に入所している人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。 (実施事業) 施設入所支援事業				
実施内容		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		入所施設支援の指定を受けている施設の利用者に対して、施設入所支援事業に係る介護給付費の支給を行った。	入所施設支援の指定を受けている施設の利用者に対して、施設入所支援事業に係る介護給付費の支給を行った。	入所施設支援の指定を受けている施設の利用者に対して、施設入所支援事業に係る介護給付費の支給を行う。	入所施設支援の指定を受けている施設の利用者に対して、施設入所支援事業に係る介護給付費の支給を行う。	入所施設支援の指定を受けている施設の利用者に対して、施設入所支援事業に係る介護給付費の支給を行う。

2 事業コスト

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	計画	決算	
事業費等 千円	事業費	583,416	604,370	614,910	595,264	598,825		598,825		298,825		
	伸び率 (%)	-	-	5.4%		-2.6%		0.0%		-50.1%		
	人件費	常勤職員	7,525	6,904	6,904	7,459	7,451		7,451		7,451	
		非常勤職員	0	0	0	0	0		0		0	
		小計	7,525	6,904	6,904	7,459	7,451		7,451		7,451	
	国庫支出金	291,708	306,898	307,455	297,493	299,412		299,412		299,412		
	県支出金	145,854	153,449	153,727	148,746	149,706		149,706		149,706		
	市 債											
	その他											
	一般財源 (税等)	145,854	144,023	153,728	149,025	149,707		149,707		149,707		
所要人数	常勤職員	1.01	0.92	0.92	0.98	0.98		0.98		0.98		
	非常勤職員	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		0		0		
主な予算内訳		障害福祉サービス等給付費 598,825千円										

3 目標及び実績

指標名及び達成状況					平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
活動指標	施設数	年度目標値			8	8	8	8	8	
		実績値			8	8				
	単位	箇所	全体目標値			100.0%	100.0%			
			全体目標達成度							
成果指標	利用者人数	年度目標値			412	397	408	404	399	
		実績値			431	414				
	単位	人	全体目標値			104.6%	104.3%			
			全体目標達成度							

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している(90%以上)		おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性（担当課評価）

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	報酬単価等が国で定められた事業であることから、現状の方向性で問題ないとする。
「見直し」 「改善」案	